

大阪市港区役所内壁面広告取扱事業者募集要項

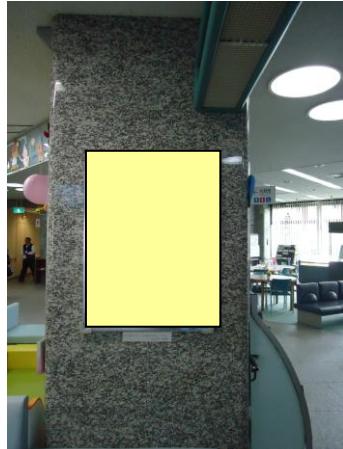
港区役所が行う壁面広告取扱事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

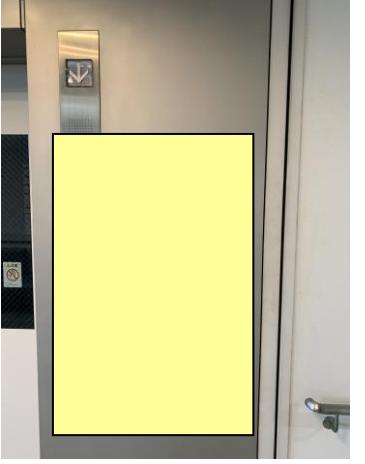
1. 公募物件

①～⑤：大阪市港区役所 1 階 大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号

⑥：大阪市港区役所 3 階

(1) 広告掲載場所及び掲載規格

設置場所	掲載規格	イメージ写真
①庁舎案内横壁面	B1 サイズ (約 H1110mm×W800mm)	
②キッズスペース横柱	B1 サイズ (約 H1110mm×W800mm)	
③受付窓口横柱	B1 サイズ (約 H1110mm×W800mm)	

④待合スペース横柱	B1 サイズ (約 H1110mm × W800mm)	
⑤待合スペース横柱	B1 サイズ (約 H1110mm × W800mm)	
⑥3階エレベーター ホール	B1 サイズ (約 H1110mm × W800mm)	

※詳しい位置等については、別添図面参照してください。

※記載規格以内であれば、規格変更は可能とする。

(2) 最低使用料 (月額・税抜) (6掲載場所分)

金 35,000 円

(3) 来庁者数等

港区役所 : 1,100 人程度／日

※この数値は、今後の来庁者数を保証するものではありません。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者でないこと。
- (3) 広告代理店として3年以上の営業実績があること。
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3. 広告掲載条件等

(1) 使用料等

①広告取扱事業者の施設使用形態

広告取扱事業者は、広告掲載場所として使用する部分について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

②使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から 1 年以内とします。ただし、当初許可の日から 3 年を超えない範囲(最長令和 11 年 3 月 31 日まで)で更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の 3 か月前までに、書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を書面で行っていただきます。(※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。)

③使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税(10%)を加算します。

④保証金

使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税(10%)を加算した額の 3 月分を保証金として納付していただきます。ただし、許可期間分の使用料を一括前納したときは保証金を免除します。

⑤その他必要経費

掲載枠(フレーム)の制作・取付・定期保守・維持管理・保険料・撤去等にかかる経費は広告取扱事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

①使用許可の条件を遵守し、使用料等を確実に納付すること。

②広告掲載場所を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

③広告の掲出・取替については、本市の指示に従うこと。

④大阪市港区役所における広告掲載要領第 2 条及び第 3 条に該当する広告は掲載することができない。また掲載を希望する広告については同要領 7 条により事前に承認を受けること。

(3) 維持管理責任

①広告の掲出・取替、掲載枠(フレーム)の維持管理については、広告取扱事業者が行うこと。

②取付工事、広告掲出等の際に出たゴミは、広告取扱事業者が責任をもって持ち帰ること。

③掲載枠(フレーム)及び広告には、「広告である旨」を表示すること。

- ④掲載枠を設置するにあたっては、安全を確認した上で行うこと。
- ⑤掲載枠（フレーム）については、常時危険のないように配慮すること。

(4) 原状回復

- ①使用許可を取り消した場合又は使用期間が満了し、引き続き使用を許可しない場合は、広告取扱事業者は、本市の指定する期日までに使用箇所を原状回復しなければならない。
- ②広告取扱事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しない場合は、本市がこれを行ってその費用を使用者に請求することができる。この場合、広告取扱事業者は何等の異議を申し立てることができない。

(5) 損害賠償

- ①広告取扱事業者は、使用にあたり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ②庁舎等の維持管理等に関する工事及び作業等により広告取扱事業者に損害が生じた場合、本市は一切の補償をしないものとする。（工事・作業内容によっては、広告掲載枠を一時撤去・移設していただく場合もあります。この場合においても本市は一切の補償をしないものとします。）
- ③本市の事情などの広告掲載枠移設により不利益が生じた場合、広告掲出が不可能となった場合であっても、本市は一切の補償をしないものとする。

(6) 使用許可の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

- ①本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
- ②使用者が使用許可書及び使用条件の各条項に違反したとき
- ③応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの許可を受けたとき
- ④その他施設の管理運営上において本市が必要と認めた場合

4. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年12月5日(金)から令和7年12月26日(金)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

郵便番号 552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所6階）
港区役所 総務課 総務・人材育成グループ（61番窓口）

(3) 申込みに必要な書類

①応募申込書（本市所定様式）

②誓約書（本市所定様式 A4 サイズ両面）

※表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印が必要です。

③国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書（その3）に限る。

④事業概要

〈法人〉（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）令和6年度分の所得税確定申告書の写し

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参もしくは、郵送にて送付してください。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）郵送の場合は、4（2）に記載の住所へ送付してください。

また、必要書類に不備があった場合は、申込受付期間内に再度提出することとし、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

必要書類の確認ができましたら、価格提案書（様式5）を交付いたします。

5. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月17日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

募集要項について不明な点がある場合は、質疑書（任意様式）により、電子メールにて提出してください。（持参、郵送、電話、ファックスによる受付は行いません。）

メールアドレス：minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp

(3) 質疑書への回答日（予定）

令和7年12月22日（月）

(4) 回答方法

港区ホームページに掲載します。

URL：【<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-6-0-0-0-0-0-0-0.html>】

6. 價格提案書の提出

価格提案書（様式5）については、次の提出期限までに郵送または直接持参して提出してください。郵送する際には、簡易書留郵便などの到着確認がとれる方法で送付してください。

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状（様式7）を合わせて提出してください。

（1）提出期限

令和8年1月8日（木）必着

（2）提出先

本要項「10」のとおり

（3）留意事項

郵送及び直接持参の両手法とも、提出期限以降の受理は一切行いません。提出期限を過ぎた価格提案書については無効とします。

提出にあたっては、二重封筒とし、内封筒については応募申込書等の提出時に本市指定の封筒を渡しますのでそちらに価格提案書を封入し、その封入箇所に応募申込書（価格提案書の押印箇所分も同様）と同じ印鑑を押印ください。表封筒についての指定はありませんが「価格提案書在中」と朱書きしてください。

応募価格は、月額の使用料（税抜き）を表示してください。

7. 價格提案書の審査

（1）価格提案書の審査の日時

審査予定日時 令和8年1月9日（金）午前10時から

（2）価格提案書の審査の場所

大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所5階503会議室

（3）価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案事業者立会いのもとで行います。
- ② 価格提案事業者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に關係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

（4）価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は委任状の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案について、応募資格者又はその代理人が2つ以上の価格提案をし

たときはその全部のもの。

⑦同一価格提案について、応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときはその双方のもの。

⑧同一価格提案について、他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

⑨応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

⑩訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

⑪価格提案に関し不正な行為を行ったもの。

⑫その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(5)広告掲載予定事業者の決定

広告掲載予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、広告掲載予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(6)くじによる広告掲載予定事業者の決定

①最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより広告掲載予定事業者を決定します。

②当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(価格提案審査事務に関係のない職員)が応募資格者にかわってくじを引き、広告掲載予定事業者を決定します。

(7)価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7. 使用許可申請の手続き

使用許可申請書提出期限 令和8年2月17日(火)

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

8. 広告掲載予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載予定事業者としての決定を取り消します。

①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

②広告掲載予定事業者が応募者の資格を失った場合。

③その他広告掲載予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9. その他

応募または使用許可の手続きに関する一切の費用については、広告掲載予定事業者の負担となります。

10. 本要項に記載する応募申込書の提出先及び担当窓口

担当：港区役所総務課（総務・人材育成グループ） 61 番窓口

住所：〒552-8510 大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号

電話：06-6576-9625